

射水市文化施設等再編基本構想策定に向けた  
対話(サウンディング)型市場調査実施要領

令和5年7月

富山県 射水市

## I.調査の目的

本市では、市内にある4つの文化施設等の再編に取り組んでいます。令和4年度には、文化施設の利用状況等を詳細に分析し、令和3年度に開催した「射水市文化振興・文化施設在り方検討会」で得られた意見等も参考に、各施設の方向性について検討を進め、「射水市文化施設等再編基本構想」を策定する予定としています。

対象としている施設は、新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館の3文化施設と大島絵本館です。

これら4施設は、一番新しい施設でも建築後約30年が経過しており、どの施設も老朽化が進んでいます。すべての施設をこのまま維持していく場合、長寿命化や維持管理に多額の費用を要することが想定されます。また、将来に渡って本市の芸術文化の振興を図るには、新たな担い手を育成する等の様々なソフト事業の充実が必要と考えられますが、そのためには施設ごとに専門性の高い人材が必要です。一方で、利用者の高齢化、利用者数の減少なども年々進み、それぞれ施設の稼働率は低下し、利用料金収入も減少が続いています。

こうした状況を踏まえ、本市では、

- 1、新湊中央文化会館と小杉文化ホールは、ホール活動を中心とした芸術文化活動の拠点として同様の役割を有するため、市全域をサービス提供区域として1か所に集約することを検討しています。一方で、施設の廃止にも多額の費用を要し、また両ホールは長年市民に親しまれてきたことから、有効な利活用の方法についても検討を続けています。
- 2、大門総合会館は、公共施設と民間施設が複合し、公共部分は会議室利用が中心となる住民福祉に寄与する施設ですが、全体的な稼働率は低く、供給過剰であると考えられます。特に大ホールの稼働率が低く、その用途変更や施設機能の整理を行うなど、会議室を含め効率的な運営や、民間事業者の誘致等を検討しています。
- 3、大島絵本館は、本市特有の絵本文化を振興する拠点施設ですが、開館から28年が経過し、事業の固定化が見受けられます。絵本ブランドの継続と発展に向け、その内容や実施体制を含む施設の在り方を検討しています。

本調査は、民間事業者の皆様との「対話」を通じ、本市の文化振興に将来に渡って寄与する再編事業を進めるための様々な事業方法や事業スキーム、また新たな事業展開や施設利活用の可能性に係る提案をいただくとともに、事業の市場性等を確認し、今後の計画策定や事業実施に向けた参考とすることを目的として実施するものです。

## II.対象とする施設の概要

### (1) 対象施設名称

新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館、大島絵本館

### (2) 各施設の概要

【別紙1】参照

## III.対話(サウンディング)型市場調査の内容及び実施方法

事前に提出いただくアンケートに基づき、対話をさせていただきます。

自らが提案する事業の実施主体となることを想定した、実現可能なご意見・ご提言をお聞かせください。

併せて、当該施設の優位性や潜在的可能性、事業推進・施設運営上の課題や問題点、施設活用の提案、事業の実現のために市に求めることなど、今後の検討に向け、参考となる事項についてもお聞かせください。

資料提出は求めませんが、説明のために必要となる場合は、市提出分として3部ご準備ください。なお、資料の返却はいたしません。

### (1) 調査の名称

射水市文化施設等再編基本構想策定に向けた対話(サウンディング)型市場調査

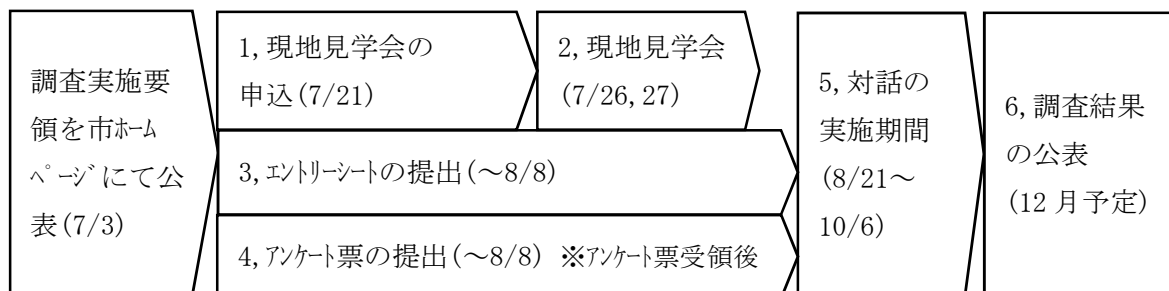
### (2) 対象者

再編事業への参画に興味・関心のある法人及び団体又はそのグループ

### (3) 調査の流れおよびスケジュール

ア、調査の流れ

イ、



イ、調査スケジュール

内容	日程等
実施要領の公表	令和5年 7月 3日(月)
1, 現地見学会の申込期限【別紙2】(参加任意)	令和5年 7月21日(金) 午後5時

2, 現地見学会 (参加任意)	令和5年 7月26日(水) 新湊中央文化会館、小杉文化ホール 令和5年 7月27日(木) 大門総合会館、大島絵本館
3, エントリーシートの提出期限【別紙3】	令和5年 8月 8日(火) 午後5時
4, アンケート票の提出期限	令和5年 8月 8日(火) 午後5時
5, 対話(サウンディング)の実施期間	令和5年 8月21日(月)から 令和5年10月 6日(金)まで
6, 対話(サウンディング)調査の結果公表	令和5年12月予定

### 1, 現地見学会の申込

対象施設の現地確認を希望される場合は、「現地見学会申込書」【別紙2】に、必要事項をご記入の上、令和5年7月21日(金)午後5時00分までに、電子メールで送信願います。(メールアドレス：[shiminbunka@city.imizu.lg.jp](mailto:shiminbunka@city.imizu.lg.jp)) 件名は「【参加法人名】射水市文化施設等サウンディング現地見学会申込」としてください。日時及び場所等を調整の上、電子メールで連絡します。

### 2, 現地見学会

令和5年7月26日(水)は新湊中央文化会館及び小杉文化ホール、7月27日(木)は、大門総合会館及び大島絵本館にて、それぞれ現地見学会を実施します。所用時間はそれぞれの施設で約1時間の予定です。また、現地説明会に参加されなくとも、対話にはご参加いただけます。

### 3, エントリーシートの提出

本調査への参加を希望される場合は、「エントリーシート」【別紙3】に必要事項をご記入の上、令和5年8月8日(火)午後5時00分までに、電子メールで送信願います。(メールアドレス：[shiminbunka@city.imizu.lg.jp](mailto:shiminbunka@city.imizu.lg.jp)) 件名は「【参加法人名】射水市文化施設等サウンディングエントリー」としてください。

### 4, アンケート票の提出

アンケート票は、現地見学会の申込者及び希望される方に、市から送付します。必要事項をご記入いただき、令和5年8月8日(火)午後5時00分までに、電子メールで送信願います。メールの件名は「【参加法人名】射水市文化施設等サウンディングアンケート回答」としてください。

現地見学会の参加に関わらず、アンケート用紙をご希望の場合は、電子メールでお申込みください。(メールアドレス：[shiminbunka@city.imizu.lg.jp](mailto:shiminbunka@city.imizu.lg.jp)) 件名は「【参加法人名】射水市文化施設等サウンディングアンケート希望」としてください。

### 5, 対話(サウンディング)の方法及び実施期間

対話の日時及び場所等を調整の上、電子メールで連絡しますので、ご参加をお願いします。所要時間は30分～1時間程度とし、事前に提出いただいたアンケートに基づき、対話をさせていただきます。

す。なお、参加事業者の皆様のノウハウを保護するため、対話は個別に実施します。また、必要に応じ、追加対話（文書照会を含む）をお願いする場合があります。

対話の方法は、基本的には対面を想定しておりますが、ご希望に応じてオンラインでも可能です。その際に使用するオンライン会議システムは、「Zoom」です。

#### 6. 対話（サウンディング）調査の結果公表

対話実施後、概要を射水市のホームページ等で公表します。公表に当たっては、あらかじめ提案いただいた事業者に内容の確認をお願いします。なお、事業者名は、公表しません。

### IV.留意事項

#### (1) 参加及び対話（サウンディング）内容の取扱い

- ・今回のサウンディング調査への参加実績は、今後の再編事業の実施における事業者選定の評価対象にはなりません。
- ・対話における市及び参加事業者双方の発言は、あくまで今回の対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではありません。
- ・ただし、提案内容や参加事業者の希望によっては、7月から市資産経営課で実施中の「射水市公共施設及び未利用市有地等に関する民間提案制度」の「事前面談」を兼ねることができますので、希望がある場合は、お申し出ください。

#### (2) 追加対話（サウンディング）への協力

必要に応じて、追加対話（文書照会を含む。）を実施させていただく可能性がありますので、その際には可能な限りのご協力をお願いします。

#### (3) 対話（サウンディング）に関する費用等

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

#### (4) 参加除外

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないものとします。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続、または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされている場合
- ② 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- ③ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する場合

### V.問合せ先

担 当 射水市 市民生活部 市民活躍・文化課（尾野寺、山村、野上）

所在地 〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1（射水市役所本庁舎 2 階）

電 話 0766-51-6622

Eメール [shiminbunka@city.imizu.lg.jp](mailto:shiminbunka@city.imizu.lg.jp)